

# 国民健康保険からのお知らせ

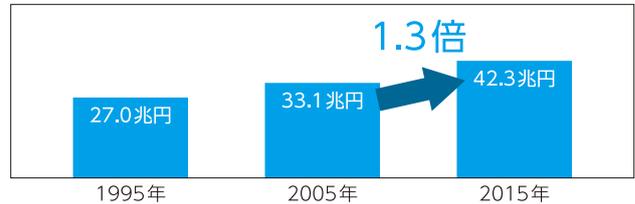
〈問い合わせ〉健康推進課 医療保険係国保担当 Tel (67) 2704

## 平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

この10年で、70歳以上の高齢者は1.3倍に、国民医療費は1.3倍になりました。

団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、国民医療費の総額は61.8兆円にもなる見込みです。

国民医療費 10年ごとの推移



国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました

### 見直しの背景

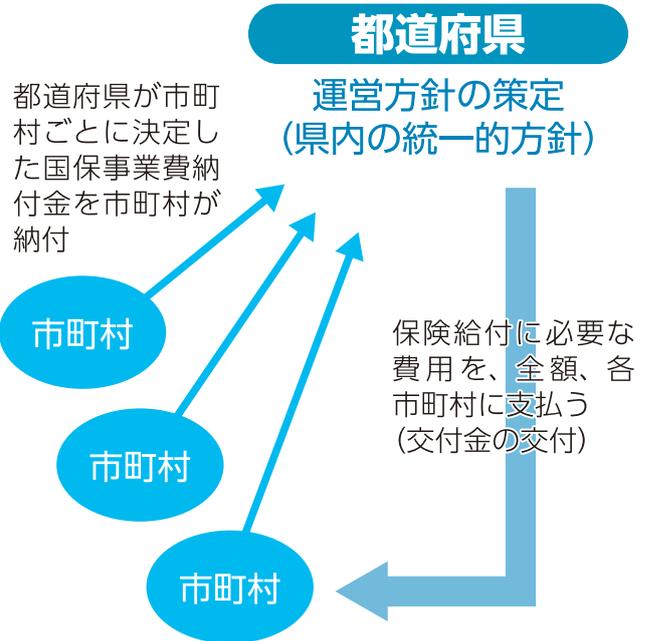
国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えていました。

### 見直しの柱

- 国の責任として約3,400億円の追加的な財政支援（公費拡充）を行います。
- 都道府県と市町村が共に国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担います。

### 見直しによる主な変更点

- 平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となります（資格や保険料の賦課・徴収などの身近な窓口は、引き続きお住まいの市町村です）。
- 平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証などには、居住地の都道府県名が表記されるようになります。



## 都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
<ul style="list-style-type: none"><li>• 財政運営の責任主体</li><li>• 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進</li><li>• 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</li><li>• 保険給付費など交付金の市町村への支払い</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 国保事業費納付金を都道府県に納付</li><li>• 資格を管理（被保険者証などの発行）</li><li>• 標準保険料率などを参考に保険料率を決定</li><li>• 保険料の賦課・徴収</li><li>• 保険給付の決定、支給</li></ul>